

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣 様
外 務 大 臣
男女共同参画担当大臣

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」（以下「条約」という。）を採択し、また、1999年には「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択されました。

この選択議定書について、2024年時点で条約締約国189か国中115か国が批准していますが、日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准して38年が経過し、国連女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年と繰り返し選択議定書の批准を求められながらも、いまだ批准していません。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告とともに送付する手続を定めています。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができます。

政府の第5次男女共同参画基本計画においては「令和元（2019）年に世界経済フォーラムが公表した『ジェンダーギャップ指数（GGI）』では、我が国は153か国中121位となっている」と記載されるとともに「新型コロナウイルス感染症の拡大によって」「配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等」が「顕在化した」との認識が示されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、このような現状を変える重要な第一歩です。同基本計画では「女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されていますが、具体的な取組を加速する必要があります。

よって、男女平等を実現し、全ての人が尊重される社会を作るために、国において、我が国の司法制度や立法政策との関連での課題等を早急に解決し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。